

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について（先議分）

資料 1（議案第 60号）
R8.9.3
令和8年第3回定例会
市民経済委員会 説明資料

1 改正の事由・背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号。以下「一部改正法」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

環境省は、金属やプラスチック等の保管又は再生を行うスクラップヤードの一部において、騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等といった生活環境保全上の問題をはじめ、不適正なスクラップヤードを経由した金属資源等の海外流出を問題視している。また、災害廃棄物を適正、円滑かつ迅速に処理することは、被災者の生活環境や公衆衛生の悪化を防止し、被災地の速やかな復旧・復興のためにも重要であり、令和6年能登半島地震等の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、平時からの備えと地方公共団体への支援体制の強化が必要となっている。

これらの現状を踏まえ、主にスクラップヤードへの規制強化及び災害廃棄物の処理の推進に係る措置を講じるため、令和8年6月19日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたところである。

当該改正による改正部分のうち、法第6条の2第3項及び同条第5項が新設されたことによる条ずれが法に生じたが、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号。以下「条例」という。）第22条において、法第6条の2第5項を引用し、事業系一般廃棄物の運搬等の指示について規定しているため、**当該条ずれの影響を受ける条例を改正する必要性が生じたものである。**

2 改正内容

条例第22条において引用する法第6条の2第5項が、一部改正法では第6条の2第7項となることに伴い、所要の改正を行うものである。

3 新旧対象表

改正後	改正前
第22条 法第6条の2第7項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。	第22条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

4 施行期日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号の政令で定める日

5 備考

当該改正は引用元の法令との整合性が保つたためのものであることから、改正に伴う制度の変更等はない。